

番 号 : 150817

国 名 : タンザニア

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発部第二グループ 第四チーム

案件名 : 全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト詳細計画策定調査 (灌漑人材育成/評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 灌漑人材育成/評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年11月上旬から2015年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.87M/M、合計 1.37M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 26日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月14日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑開発に係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :  
黄熱: 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

## 6. 業務の背景

タンザニアにおける農業は、GDPの約25%以上、輸出総額の約2割程度を占め、同国における重要セクターであると同時に、経済成長及び貧困削減の鍵となっている。しかし、大部分が天水に依存する小規模生産形態であり、干ばつ等の自然条件の変動に農業生産が大きく左右されている。灌漑開発は農業生産を改善するための重要な手段として、農村地域における貧困緩和に対して効果的なアプローチの一つであると捉えられている。

1990年代のタンザニアの灌漑開発は、国家灌漑開発計画(NIDP)(1994年)を基に進められていたが、この計画は策定後、中・長期的展望、国家農業政策との整合性、データの信頼性等が現実から大きく乖離している状況にあった。このような中、タンザニア政府は我が国に対し、全国レベルの灌漑開発計画の策定を要請し、これを受け、我が国は全国灌漑マスタープラン調査を実施した(2001年~2004年)。同調査の中で、全国灌漑マスタープラン(以下、マスタープラン)が作成された。

全国灌漑マスタープラン調査以降、タンザニア政府は、農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development Program: ASDP 2006)の下、500ha以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府から地方政府(県)へ移管し、県ごとに策定される県農業開発計画(DADPs)に沿って、灌漑開発を推進している。しかし、県灌漑技術者の経験・能力は十分ではなく、県灌漑技術者が参照し得る灌漑事業全般に関するガイドラインも整備されていなかった。

このため、JICAは、技術協力プロジェクト「県農業開発計画灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」(2007年2月~2010年1月)の中で、包括的灌漑事業ガイドライン(以下、CGL)を策定した。その後、技術協力プロジェクト「DADPs灌漑事業推進のための能力強化計画」(2010年12月~2014年6月)において、CGLを全国に普及し、さらに現在、灌漑人材の能力強化を目的とする「DADPs灌漑事業推進のための能力強化計画フェーズ2」(2015年8月~2019年8月)を実施中である。また、技術協力プロジェクト「アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト」(2014年6月~2017年5月)において、同大学の土木灌漑学科の教育の質の向上と、それに伴う質の高い灌漑エンジニア等の輩出を目指している。

この他JICAは、タンザニア本土に存在する小規模灌漑地区の中から119地区を選定し、新規の灌漑施設の建設、既存施設の改修及び、関連機材の調達を通じ、農業生産性の向上を図り、小規模農家の生計向上及び貧困削減への寄与を目指す、有償資金協力「小規模灌漑開発事業」(2013年5月~2017年3月)を実施中である。

タンザニア政府としては、2009年に大統領が貧困削減のみならず、農業全体の近代化・商業化を図るために、「Kilimo Kwanza(KK:農業第一)」行動計画を発表した。具体的な方策としては、機械化による耕作面積の拡大、灌漑面積の拡大などを挙げている。その後、経済成長と生産性向上に重点を置き、2015年までに農業セクター成長率を6.0%に引き上げることを目標に掲げた、第3次貧困削減戦略(MKUKUTA II)(2010/11年から5年間)が策定された。MKUKUTA IIでは、優先課題の一つに灌漑整備の促進を挙げている。

またタンザニアでは、灌漑開発の憲法に相当する灌漑法が2013年に施行され、灌漑法の施行令として、灌漑規則の法制化が進められている。現在、タンザニア政府は灌漑法に基づき、実施体制の整備を進めている。

このような背景の下、タンザニア政府は、マスタープランの改訂を通じて灌漑開発をさらに推進することにより、貧困削減や経済発展への寄与を目指す「全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト」(開発計画調査型)(以下、本プロジェクト)の実施にかかる支援を我が国に要請した。

これに関し、今回実施する詳細計画策定調査は、タンザニア側関係機関との協議・現地調査を通じ、協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析を行い、協力計画を策定し、本プロジェクト実施にかかる合意文書(M/M)締結を行うものである。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015年11月上旬)

- ①タンザニアの農業セクター（特に灌漑分野）の現状、農業政策と今後の方針、他ドナーの支援状況、現在の課題に関する基礎情報を既存資料を基に収集・整理する。
- ②JICAがタンザニアにおいてこれまで実施した（実施中のものも含む）農業セクター（特に灌漑分野）の協力の成果を既存の資料を基に整理するとともに、本事業との関連性を把握する。
- ③他の担当業務従事者と調査項目の確認を行う。
- ④タンザニア側関係機関（農業省等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ⑤JICAが作成する調査の基本方針、方法、現地調査項目、スケジュール等について提言を行う。
- ⑥調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年11月中旬～12月中旬)

- ①JICAタンザニア事務所との打合せに参加し、調査の内容や留意点について協議・確認する。
- ②タンザニアにおける灌漑開発に係る実施体制を調査し、結果を取り纏める。
  - 国家灌漑委員会(NIC: 旧灌漑局)の実施体制（人員構成、予算、主な役割）
  - 灌漑ゾーン事務所（人員構成、機材、予算、主な役割）
  - 県レベルの典型的な体制（同上）
  - 民間セクターにおける灌漑開発に係る企業数、技術者数（可能であれば灌漑エンジニアの数）の概要
  - 新規灌漑開発人材の育成・配置状況
- ③マスタープランの実施状況レビュー（灌漑開発面積を除く）
  - マスタープランのレビュー（主要事項の実施状況とその背景・理由等）
  - 灌漑開発を進める上での各種課題の整理（技術面、制度面（予算配賦、調達）、開発フローにおける問題（フィージビリティ調査(F/S)、詳細設計(D/D)、環境社会影響評価報告書(ESIA)の実施及びその精度）など）

上記②～③の項目の他にも追加した方がよいと思われる調査項目がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

- ④関係機関との協議において、以下を含む今後の開発計画策定に際して留意すべき事項を明らかにする。
  - 現場レベルでの水資源の他セクターでの利用・競合についての取り組み
  - 環境社会配慮事項及び手続き（国家環境管理委員会との協議を行う事）
  - 気候変動の計画策定への取り込み方
  - 優先地区を決定する上で配慮すべき事項
  - 上記事項を含む全体状況を勘案した上での計画策定手法（方法論）
  - 実施中及び近い将来計画されている支援とマスタープランの関係性
- ⑤上記①～④を踏まえて、以下を含む協力枠組みについての協議に参加し、技術的な観点から検討に協力する。
  - マスタープラン調査期間
  - 調査対象地域
  - 技術的課題と対応方針
  - 優先地区決定のクライテリア（含むコストベネフィット、他の要素の勘案）
  - マスタープランが含む事項（もしくは目次案）：
    - i) 灌漑開発優先地域リスト、同コスト、個別地区の留意事項等、
    - ii) 灌漑地区概要データ、データベース開発、実施体制強化（人員、機材、施設等）、その他ソフト面の提言（施工コストの低減、洪水対策、長寿命化、各種インセンティブ等）
  - 実証調査
    - i) マスタープラン調査の一環として実証調査（F/S等）を行う可能性について、先方関係機関と協議し、検討する。

- ⑥評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑦担当分野にかかるR/D（案）（英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑧他の担当分野の業務担当者と協力して、現地調査結果報告書を作成し、取りまとめる。
- ⑨現地調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2015年12月中旬）

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）事業事前評価表（和文・英文）

なお、上記（1）、（2）については電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本 ⇒ ドバイ ⇒ ダルエスサラーム ⇒ ドバイ ⇒ 日本を標準とします。

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年11月16日～12月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 灌漑開発計画（コンサルタント）
- エ) 灌漑人材育成/評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・タンザニア国全国灌漑マスタープラン調査 実証調査報告書要約

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000164141.html>

・タンザニア国全国灌漑マスタープラン調査 行動計画書要約

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159441.html>

・タンザニア国全国灌漑マスタープラン調査 マスタープラン要約

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000005596.html>

・タンザニア国全国灌漑マスタープラン調査 事前調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000003814.html>

・タンザニア国県農業開発計画 (DADP) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画終了時評価報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256168.html>

・アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト 案件概要表

<http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/DEB3CEBE4CAED10649257CB20079E8A7?OpenDocument&pv=VW02040102>

なお、以下の資料については、JICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL : 03-5226-8459) にて配布いたします。

・「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」  
終了時評価調査報告書

・「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2」  
詳細計画策定調査報告書

(3) その他

① 評価分析の経験があれば望ましい。

② 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

③ タンザニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

④ 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、10月25日 (日) に大統領選他の投票が予定されており、投票日及びその後の治安状況によっては、現在予定している日程を変更することがあります。

⑤ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上